

金婚夫婦を お祝いします!

結婚生活50年の

金婚夫婦の方を、

敬老会でお祝いします。

金婚夫婦に該当する方

令和元年9月15日現在、本町に住所がある方で、婚姻生活が50年になったご夫婦
(昭和43年9月16日から昭和44年9月15日までに結婚された方)

申出期間 8月1日(木)～30日(金)※土日・祝日を除く

申出方法 次のものを役場住民課へ持参してください。

- ・印鑑
- ・お2人で写っている写真
(仲良く前を向いて写っているもの)※広報に掲載します
- ・戸籍謄本
(本町に本籍がない方のみ)

その他 要件を満たして、今までに申し出ていないご夫婦も今年お祝いをしますので、申し出てください。

過去に金婚夫婦としてお祝いを受けられた方は除きます。

問合せ先 役場 住民課 内線173・174



一友好自治体施設等利用助成金をご利用ください一

「友好自治体施設等助成金」とは

町内在住・在勤の方が、友好自治体である愛知県東栄町および北海道美唄市の宿泊施設等を使用した際、利用料金の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

この制度は、住民福祉の向上や、友好自治体との自治体間交流の推進を目的とするものです。

詳しい助成内容は、町ホームページをご覧ください。役場企画課へお問合せください。

助成対象者

町内在住・在勤の方とその被扶養者

助成金額

対象施設の利用料金の20%

(100円未満切り捨て)

※1人につき年1万円まで

※飲食・記念品・土産代は対象外

※予算の範囲内で助成金を交付しますので予算を超えるときは交付を停止します。

問合せ先

役場 企画課 内線163

http://www.town.oharu.aichi.jp/gyosei/yuko-html#yuko_j



利用の流れ

利用前、役場 企画課に電話で予算の執行状況を問合わせる



利用時、助成対象施設を利用し、領収書を発行してもらう



利用後、助成金の申請書兼請求書に必要事項を記入



領収書を添付し役場 企画課 窓口に提出
(振込先の確認のため、振込口座通帳を持参)



申請書兼請求書の写しを受け取る



助成金が振り込まれる